

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（総務局・市民局・会計室・消防局・産業文化局・こども支援局・選挙管理委員会・監査事務局・上下水道局）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年12月15日

西宮市監査委員 石原俊彦
 西宮市監査委員 佐竹令次
 西宮市監査委員 板戸史朗
 西宮市監査委員 八木米太郎

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
総務局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月31日
市民局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年6月20日
会計室	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月30日
消防局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年7月5日
産業文化局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月15日
こども支援局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年9月14日
選挙管理委員会	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月28日
監査事務局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月29日
上下水道局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月24日
措置の内容	別紙のとおり		

西子援総発第 39 号
令和 4 年 9 月 1 4 日
(2022 年)

西宮市監査委員 石原 俊彦 様
同 佐竹 令次 様
同 板戸 史朗 様
同 八木 米太郎様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | こども支援局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（こども支援局） |
| 3 監査結果提出日 | 令和 4 年 6 月 10 日報告監第 2 号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

監査結果報告書に基づき講じた措置
(令和4年6月10日付報告監第2号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

1 適正な支出事務

契約締結伺の検収確認欄の不適正な処理や、資金前渡精算処理の遅れ、支出負担行為決議書の専決区分の誤りが見られたが、契約や支出事務に係るそれぞれの手続及びその意味を十分に認識し、事務処理の適正化に取り組まれない。

(講じた措置)

契約締結伺の検収確認欄の不適正な処理については、納品が完了してから納品日と所属長の押印をもらうよう改善を図りました。

資金前渡精算処理の遅れについては、領収書をすぐ提出するよう周知し、未精算分については定期的に確認し改善を図りました。

支出負担行為決議書の専決区分の誤りについては、西宮市処務規則別表第3「財務に関する共通専決事項表」を再確認するとともに、チェック体制の充実にも取り組んでまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

2 段上児童館に係る運営の適正化

民設である段上児童館の運営のために市の財産（段上センター）の目的外使用を認めているが、設置主体はあくまでも事業団であることから、設置要綱は、市ではなく事業団が整備すべきである。また、市は、事業団への補助金交付要綱では施設設備の維持管理に要する経費を補助対象としながら、段上センターの目的外使用部分の光熱水費を免除するとともに、維持補修費を直接支出し、さらに事業団所有部分の光熱水費も支出している。こうしたことが明確な根拠なく従来から運用の中で行われていることは適正とは言い難い。

市が整備した設置運営要綱を廃止するとともに、補助金を含めた経費負担のあり方について、事業団や関係部局と協議して明確化することにより、早急に正常化されたい。

また、補助金の実績報告書等の審査及び補助金額の確定の際には、資金収支計算書の点検だけに留まらずに、その手続や支出の適正さを確認するための経理簿や支出伝票等のチェックを含め、具体的な点検方法を早急に整理されたい。

(講じた措置)

段上児童館の設置主体は社会福祉法人西宮市社会福祉事業団ですので、市が整備している段上児童館設置運営要綱は廃止しました。また、光熱水費や維持補修費など段上児童館の運営にかかる経費負担のあり方については、事業団や関係部局と協議しており、今後、市と事業団との間で協定を締結する予定です。

また、補助金の審査については、今後は資金収支計算書だけでなく経理簿等を確認するなど、改善を図ります。

3 適正な契約事務

(1) 基本協定書に基づく適正な指定管理業務

指定管理業務においては、基本協定書に定める内容を改めて確認し、適正な業務の実施に努められたい。

また、条例の規定の不備については、早急に改正手続を行われたい。

(講じた措置)

基本協定書に定める秘密保持に関する誓約書については、法人及び従業員個人分を提出させました。

また、経営状況の評価及びモニタリングチェックシートについては、早急を実施するほか、条例の規定の不備についても、早急に条例改正の手続を行うこととします。

引き続き、適正な指定管理業務の実施に努めてまいります。

3 適正な契約事務

(2) 仕様書に基づく適正な委託業務

事業者から提出された業務計画書は、業務委託仕様書に基づき、単に供覧に留めるだけでなく、承認の手続を行うよう改められたい。

また、プロポーザルにおいて、公募の際に示された業務委託仕様書の内容を事業者選定後に修正及び削除することは、公募に参加した事業者との公平性だけでなく、市の契約事務への信頼を損ねるおそれがあるため、真にやむを得ない事情が生じ、公平性を損なうことなく、かつ、十分説明責任を果たせる場合を除き、慎まれたい。

(講じた措置)

事業者から提出された業務計画書は、業務委託仕様書に基づき、承認手続を行うよう改善を図りました。

また、プロポーザルにおいて、公募時に示した業務委託仕様書の内容について、真にやむを得ない事情が生じ、公平性を損なうことなく、かつ、十分説明責任を果たせる場合を除き、事業者選定後に修正及び削除することのないよう事業を運営します。

4 適正な財産管理

(1) 備品の管理

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品を廃棄する際には、手続が確実にされるよう、管理体制を整備されたい。また、備品管理システムへの登録や管理換えもれ等についても適正に処理されたい。

(講じた措置)

廃棄手続や管理換えの処理がもれていた備品については、廃棄手続等を行いました。今後、廃棄手続もれ等のないよう、毎年5月頃に会計課から通知される備品管理についての通知文にあわせて定期的な確認を行い、リスト等と突合チェックする、異動が生じた際には、備品管理システム上の処理を速やかに行うことを徹底する等、適正な備品管理に努めてまいります。

備品管理システムへの登録がもれていた備品については、備品管理システムで登録の手続きを行いました。

備品購入の際は不用備品がないか確認を行うことを徹底してまいります。また、特に建替えや粗大ごみ回収時等、大量に備品の入替えがある際は、廃棄備品番号を一覧にした書式を用いて報告するよう依頼するとともに、マニュアルに反映することで職員への周知を改めて行いました。

担当職員以外にも再度業務マニュアルの確認を徹底し、複数の職員が備品管理に関わる体制を整備し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P13

4 適正な財産管理

(2) 土地・建物の適正な管理

土地・建物賃貸借契約に関する、法人からの提出書類や筆別土地・建物台帳の記載内容については、ダブルチェックを行う等適正な事務処理を行われたい。

(講じた措置)

土地・建物の適正な管理については、法人からの提出書類を確認する際に、筆別土地・建物台帳の記載内容と突合して確認すること、複数名で確認することを課内で周知することで、改善を図りました。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P13

1 こども未来センターにおける診察待ち期間の長期化

こども未来センターにおける発達面での診察待ちの期間は7～8か月と長期化が続いている。その原因は、発達障害の一般的な認知が進んでいるのに対し、診察できる医療機関が不足していることにある。

こども未来センターでは、自らの診療体制の充実に努めるとともに、地域の医療機関との連携を図ることにより、診察待ち期間の短縮に努めてきたが、そもそも発達障害の診察ができる医師の数が限られていることもあり、思うに任せない状況である。

今後も、これまでどおり診察待ち期間の短縮に努めることを期待するが、それに併せて、学校園など子供の日常に関わる関係機関との連携の強化なども図りながら、障害のある子供とその保護者が安心して過ごせるような施策の充実に努められたい。

(講じた措置)

こども未来センターにおける診察待ち期間長期化への対応については、早期支援実現を目指し、令和3年度より地域医療機関との連携を開始するとともに、診察申込には医療機関、健診担当医師、所属の学校園所のいずれかからの紹介を必要とする紹介制を導入しました。

連携開始当初は、こども未来センターへの相談時点で地域の医療機関を案内することにより、診察申込者が減少しましたが、連携医療機関の診察待ち期間が長くなるにつれて、こども未来センターの診察申込者が再度増加しております。作業療法、言語聴覚療法などの療育や、学校園所との連携を希望される場合、地域医療機関では対応が難しい場合が多く、こども未来センターでの診察希望者の増加につながっていると思われます。療育終了後や学校園所との連携不要の場合などは、今後、地域医療機関を紹介していくことで、初診枠の確保を考えております。

学校園などに対しては、学校園支援アウトリーチ、専門家チームの派遣、セラピスト訪問、ドクター支援会議などを実施しており、関係機関との更なる連携の強化に努めてまいります。

また、保護者支援として、ペアレント・プログラム、ほっこり教室(診察前親子教室)、発達障害の学習会、かおテレビなどを開催しているほか、乳幼児発達相談等の事業を通して、保健福祉センターとの連携を深め、障害のある子供とその保護者に対する支援の充実に努めてまいります。

(監査委員の意見)

監査結果報告書 P13

2 今後の保育所事業

本市では、就学前児童数は減少に転じているが、保育需要率が上昇を続けているため、未だ待機児童の解消に至っていない。一方で、厚生労働省の統計によると、全国的な待機児童、保育ニーズのピークは令和7、8年に訪れると言われており、本市でも、もう少し先には減少に向かうと見込んでいる。

こども支援局は、地域ごとのニーズや供給量の現状と今後の見通しを踏まえ、公私幼保のバランスを考えながら待機児童の解消に努めている。今後は、確実に訪れる需要の減に備え、公立と私立、そして保育所、幼稚園、認定こども園などの役割とバランスがどうあるべきかなどについて、一歩進んだ検討を求めたい。

(講じた措置)

西宮市の幼児教育・保育を取り巻く環境の変化への対応や課題解決に向けて、現在、「西宮市の幼児教育・保育のあり方」としまして、教育・保育の質の向上、多様な支援ニーズへの対応、将来的な施設の適正配置などの検討を進めております。

今後、学識経験者や幼児教育・保育関係者とのヒアリング・協議を重ねるとともに、保護者アンケートを行い、令和4年度末を目処に市の方針を市議会へ報告したいと考えております。